

(社)熊本西法人会女性部会～税務研修会実施報告

H24,1,16開催

「相続」と「贈与」について



講師 志岐税理士事務所
税理士 志岐 祥子 氏

参加数 女性部会員 13名
一般参加者 4名

相続税にまつわる研修を実施しました。「相続人となれる人・なれない人」「課税される財産・されない財産」「債務控除」「基礎控除」などわかりやすく説明していただきました。参加者は熱心にメモもとり、大変勉強になりました。

相続税の基礎控除 (かかるか、かからないか)

本来の財産		みなし 相続財産	3年内 贈与財産
非課税 財産	債務・ 葬式費用	課税価格	



↑ ↓
課税価格 > 基礎控除 → 相続税がかかる
課税価格 < 基礎控除 → 相続税がかからない

基礎控除額
5000万 + (1,000円 × 法廷相続人の数)



現在下記の基礎控除額変更(案)もあるようです。
3,000円 + (600万 × 法定相続人の数)
日々、ニュースに注目しましょう。